

社会福祉法人青香福社会 行動計画（次世代育成支援対策推進法）

全ての職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：育児や介護、その他仕事と生活の両立に関する諸制度の周知を行う。

<取組内容>

1. 社内掲示や回覧などで、育児・介護休業等の諸制度や利用手順、相談窓口についての周知を行う。また、制度についての資料を閲覧できるように備え付ける。

目標2：育児休業から復帰する職員に対してのサポートを行い、不安解消・キャリア育成に努める。

<取組内容>

1. 育児休業中の社員に、情報提供（社内報や掲示板の情報送付等）を行う。
2. 育児休業からの復職前後に面談を行い、制度活用や勤務条件等の相談により、個々の実情に応じた円滑な復職を推進する。

目標3：ワークライフバランスの支援として、育児・介護休業の取得促進をはじめ、長時間労働の削減、有給休暇取得促進に努め、心身の健康を促進する。

<取組内容>

1. 業務の効率化を図ると共に、1人に仕事が偏ることなく、担当業務の平準化を行う。
2. ノー残業デー、強制退勤制などの設定により長時間労働の削減を図る。
3. 計画的に有給休暇を設定するよう定期的に周知し、取得を促進する。

社会福祉法人青香福社会 行動計画（女性活躍推進法）

女性が管理職として活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間

2. 目 標

管理職（施設長、管理者等）に女性職員を登用する。（0→1名以上）

<取組内容と実施時期>

- 令和5年4月～ 女性職員の積極的・公平な育成に向けた上司へのヒアリングを推進する。
- 令和5年4月～ 職員の管理職登用への意欲を高めるとともに、スキルアップや資格取得等の研修受講を積極的に支援する。